

令和3年11月30日

凌雲会（角館中学校第18期同期生）の皆様

「凌雲会」設立発起人代表 鈴木達朗

今後の「凌雲会」について

新型コロナウイルス感染状況は落ち着き、特に国内の人流の戻りに勢いを感じるこの頃です。とはいえ、諸々の影響はまだまだ続く模様です。この時勢下、みなさまにはいかがお過ごしでしょうか。

10月の還暦算賀祭については、その礼状、諸報告書にてお伝えしたところでありましたが、係る「第4回実行委員会」を11月21日に開き、事業全般の意見交換と私の挨拶、全会員へ届ける拍手をもって「凌雲会還暦事業実行委員会」は解散いたしました。まず、これを報告いたします。

さて、今後も「凌雲会」の営みを続けることについてはご賛同いただけるものと思っております。

自分はテーマを「凌雲会をこれからの高齢人生の『潤いの一コマ』に！」と思い、要は「食べて、吞んで、しゃべって、歌って、歩いて……」「おもしろえ…」時間をちよくちよくともにできればいいなあと心にしております。そのための現課題に対応する必要を感じつつ、発起人として動き出したところです。

その経緯は別に記しますが、「会則」を備えた正式な「凌雲会」の創設と「郵便振替口座」の開設を進めたいと思います。

この紙面の主たる内容は、その過程の一つのステップ「凌雲会設立総会」を紙面総会として開くものであります。

つきましては、次からの記載事項を何とかよくお読みいただき、同封葉書にて議案表決のご回答を届けてくださるようお願い致します。皆様のご理解、ご協力を切にお願い致します。

◇正式「凌雲会」創設、「郵便振替口座」開設へ向けて

○これまでの取組では多くの方々の協力を得て成果は大でしたが、難点もありました。今後、不文律を脱し、総意による決まり「会則」に則る本会の運営、役員常設の組織化が望ましいと考えます。

○事業の時、皆様からお預かりする「参加費」等の取扱については「振替口座」が有効ですが、本会は持っていません。現在の金融機関規則では、その申請には厳格な要件があり、確かな対応をしなければなりません。なお、振込用紙に通信の記載が可能な「ゆうちょ銀行」は総合的に利便性が高いと考えます。

○「凌雲会」創設、「会則」制定、「郵便振替口座」開設の5つの過程

（「郵便振替口座」開設申請にあたり、次の5つの過程をふまえることが大事です。）

- ①「発起人会」 …… 代表：鈴木・富岡・尾形・花田・藤村の5人で諸事にあたります。
- ②「凌雲会設立準備委員会」 …… 11/21に開きました。22人が設立準備委員として出席しました。
→「会則（案）」「役員（案）」「発起人会が設立関連業務にあたること」が承認されました。
- ③「凌雲会設立総会」（紙面総会） …… この紙面による開催です。
- ④「凌雲会設立総会」（紙面総会）の表決審議会（発起人と議事録署名者） …… 12/15に開きます。
- ⑤「凌雲会」設立（令和4年1月1日予定：会則案参照）後、「振替口座」開設申請をします。
→1ヶ月程の審査期間を経て、口座開設が承認されます。口座承認はHPで報告します。

〈情報量が多くなっていますが、今後につながる大切な総会の紙面です。どうか読み通してください。〉

「凌雲会設立総会」(紙面総会)

※会期は令和3年12月15日の表決審議日までとします。

- 1 趣旨・経緯説明 (発起人：鈴木達朗：前ページに記載した通りです。)
- 2 議事録署名者選出 (発起人提案：山田かおるさん、米澤浩美さんを指名します。)
- 3 議 事 ①議案1：凌雲会会則について (別項の(案)を提案します。)
②議案2：凌雲会役員について (別項の(案)を提案します。)
- 4 表 決 同封の葉書に記し、12月10日までに投函してください。

棄権無しでお願いします。

※ 議案①②についての質問や意見、その他のことは、12月5日までに、鈴木へ伝えてください。できるだけ早く返答をします。

PCメール、ショートメール、電話、直接訪問のいずれかでお願いします。

・鈴木PCメールアドレス：suzutatu@cream.plala.or.jp ・鈴木携帯：090-2607-0788

◇設立総会結果のお知らせについて

○12月15日開催の表決審査会后「一斉メール」と新設「凌雲会」ホームページで伝えます。

◇「一斉メール」について

○凌雲会のホームページ作成に伴い一斉メールを members@ml.ryoukai.com というアドレスで新設しました。今後このアドレスから送信されることをご承知ください。〈注意：「ml」はエムエル〉

※ 迷惑メールのフィルターを設定されている方は、このアドレスからのメールが受信できるよう設定をしてください。ほかの方は何も要りません。

※ メール未登録の方はこれを機会に登録しませんか。鈴木まで申し込んでください。

◇ホームページについて

○ URL・・・「<https://ryoukai.com/>」

○ QRコード



○開設済みです。まだ整備途中(タイトルとQRコード掲載)です。アクセスしてみてください。

①議案 1 : 凌雲会会則について : 「凌雲会設立準備委員会」において承認済の案

凌 雲 会 会 則 (案)

前 文

私たち角館中学校第18期同期生は、卒業後、三十三歳厄祓い神事齋行にはじまり数々の営みを共にしてきました。そして今、還暦算賀祭齋行をもって大きな節目を遂げました。これらの営みを高齢人生の「潤いのひとコマ」として長く確かに続けていくために「凌雲会」を正式創設し、これからの営みに資することとします。凌雲会会則は、この前文及び次の1章から5章また付則をもって規定することとします。

第1章 名称・組織

第1条 本会は「凌雲会」（以下「本会」という）と称する。

第2条 本会は秋田県角館中学校第18期生（旧角館町立角館中学校昭和48・49・50年度在籍者）で組織する。

第3条 本会の事務局を会長の自宅に置く。その所在地は別表に記すこととする。

第2章 目的・事業・守秘義務

第4条 本会は会員相互の親睦及び母校への賛助、また、逝去会員への弔意表出をすることを目的とする。

第5条 前条の目的のため「懇親会」「旅行」等の親睦事業、及び、賛助また弔意事業にあたる。併せて、会員名簿の作成、更新をする。

第6条 前条の事業推進にあたっては、知り得た個人情報厳格に取り扱い、当該会員の承諾無く第三者にその情報を漏洩してはならないものとする。

第3章 役員

第7条 本会に次の役員を置き、事業の推進にあたる。

(1) 会 長 〈1名〉

(2) 副 会 長 〈3名〉

(3) 会計幹事 〈2名〉

(4) 監査幹事 〈2名〉

(5) 学級幹事 〈各学級2名：計12名〉

(6) 地区幹事 〈10名程度：地区は角館・中川・西長野・雲然・下延・秋田〉

(7) 特別幹事 〈会長の委嘱により若干名〉

第8条 役員の仕事は次のとおりとする。

(1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときにはその職務を代行する。

(3) 会計幹事は、本会の会計事務を執り行う。

(4) 監査幹事は、本会の業務及び会計を監査し、その状況を会員に報告する。

(5) 学級幹事は、本会事業の運営を分担し行う。また、会員の状況把握に努める。

(6) 地区幹事は、本会事業の運営を分担し行う。また、会員の状況把握に努める。

(7) 特別幹事は、会長の依頼により会務推進に係る特別用務を行う。

第9条 第7条(1)から(6)の役員は「凌雲会総会」において選出する。同(7)の役員は会長委嘱とする。なお、役員の仕事及び再任をさまたげない。

第10条 役員の仕事は付則に、また、その氏名は別表に記すこととする。

第4章 会議・会議構成・役務等

第11条 本会は「凌雲会総会」「幹事会」「三役会」の会議をもって会務を推進する。

第12条 前条の各会議の構成、役務等については次のとおりとする。

- 1 「凌雲会総会」は全会員によって構成し、毎年1回4月に開催する。但し、書面総会とする。また、「凌雲会総会」の開催は会長が通知する。
- 2 「凌雲会総会」の議事は、会務報告、会計報告、監査報告、会務及び会計の計画、役員改選、会則改廃、その他会務推進に必要な事項とする。
- 3 「凌雲会総会」の議事は会員の書面表意により過半数の承認によって決する。
- 4 「幹事会」は第3章第7条の役員をもって構成し、本会事業を推進、執行する。
- 5 「三役会」は第3章第7条の(1)から(4)の役員をもって構成し、本会事業の推進に係る執行案を講ずる。
- 6 「幹事会」及び「三役会」は事業推進の必要に応じ会長が招集する。なお、「三役会」には会長の要請による他幹事の参席を認めるものとする。

第5章 会計

第13条 本会の経費は「事業参加費（事務通信費等を含む）」「寄付金」「弔意費（臨時徴収）」「その他の収入」をもって充てる。なお、令和3年度の経費は「還暦事業」の残額を充てる。

第14条 本会の会務及び会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

付 則

- 1 この会則は令和4年1月1日から施行する。また、本会の設立日を令和4年1月1日とする。
- 2 役員の任期は次のとおりとする。また、役員は各任期初年度に改選する。
 - (1) 第1期：令和3年度～令和8年度（2021年度～2026年度）の5年3ヶ月
 - (2) 第2期：令和9年度～令和13年度（2027年度～2031年度）の5年
 - (3) 第3期以降の任期を5年とする。
- 3 第1期（令和3年度～令和8年度）の役員は別表「凌雲会役員」のとおりである。
- 4 第1期の事務局の所在地（会長宅）は別表に記すとおりである。
- 5 第4章第12条5項「三役会」の構成員を事務局員とする。

※制定：令和3年12月15日（水）「凌雲会設立総会（書面総会）」において決議される。

補足

- 会則に「ホームページ」「むじんこ356会」「年代別野球参加」については記載がありません。広く「親睦事業」に繋がるものと考えています。会則に明示すると会計管理等（会計計画・報告）も影響を受けます。「むじんこ」「野球」はそこまでは不要と思い、除いた、という面もあります。「356会」にはいつでも誰でも参加ください。毎月第2金・6時半・土間人。
- 第8条(6)について、同(7)「会長委嘱」を一時適用し「東京幹事」等の拡大を考えています。
- 第12条1「紙面総会」については、毎年の紙面郵送と表決書郵送よる方式は、経費負担面から現実的に難しいと考えます。ホームページ上での紙面総会にしたいと思えます。できるだけHP上での参会をお願いします。HP対応不可の方へは資料等を郵送します。詳しくは資料6ページの「◇ホームページ上での紙面総会について」の連絡をお読みください。
- また、総会は「4月開催」となっておりますが、本会設立初年度にあたり、令和3年度の総会は1月に開催したいと思えます。これについても、資料6ページをお読みください。

②議案 2 : 凌雲会役員について : 「凌雲会設立準備委員会」において承認済の案

○凌雲会会則別表

「凌雲会役員」(案)

- 1 会 長 鈴木 達 朗
- 2 副 会 長 富 岡 美津子 ・ 花 田 浩 康 ・ 高 階 栄 子
- 3 会計幹事 藤 村 浩 美 ・ 山 田 かおる
- 4 監査幹事 米 澤 浩 美 ・ 木 元 さとみ
- 5 学級幹事 (学級 : A ・ B ・ C ・ D ・ E ・ F の 6 学級)
 - A組 武 藤 広 ・ 伊 藤 多鶴子
 - B組 田 口 秀 成 ・ 小 林 さとみ
 - C組 黒 澤 一 彦 ・ 草 薨 裕 子
 - D組 大 澤 瞳 ・ 戸 嶋 千佳子
 - E組 高 橋 智 子 ・ 高 橋 春 美
 - F組 元 木 た へ ・ 渡 辺 浩 子
- 6 地区幹事 (地区 : 角館 ・ 中川 ・ 西長野 ・ 雲然 ・ 下延 ・ 秋田)
 - 角館 草 薨 次 雄 ・ 高 橋 偉 史 ・ 柴 田 英 幸
 - 吉 田 久 也 ・ 賢 木 剛 ・ 田 村 淳 悦
 - 渡 辺 浩 子
 - 中川 戸 澤 徳 昭 ・ 田 口 恭 子
 - 西長野 茂 木 博 巳
 - 雲然 戸 嶋 千佳子
 - 下延 鈴 木 雄 喜
 - 秋田 工 藤 容 子 ・ 伊 藤 深 雪
- 7 特別幹事 (会長委嘱)
 - I T担当 田 口 秀 成 ・ 藤 村 浩 美 ・ 高 橋 偉 史
 - 相談役 尾 形 祐之介

◆事務局の所在地 (会長の自宅) : 〈〒014-0347〉 仙北市角館町小勝田中川原 137-29

補足

○「役員 (案)」の方々は「凌雲会」創設にあたり役員としての任期内常任を了承した方々です。

◇ホームページ上での紙面総会について…できるだけHP 参会をお願いします

○今回の紙面総会結果は、12月15日にアップします。

○来年1月総会と来年4月以降の毎年の総会については、資料紙面等を15日頃にアップします。

※ 毎年毎回のアップ済通知はできませんので、この期日になったら各自アクセスして参会ください。

「HP上で参会」か「紙面郵送希望」か 紙面総会の議案表決と併せてご回答ください。

◇「凌雲会」ホームページの新設について

○IT担当幹事:秀成さんの正式就任前から速攻対応により、この紙面での連絡が可能になりました。

○今後、凌雲会の会務状況や角館の様子などを折々にアップして行く予定です。

○HPでは会員の皆様の名前や写真の掲載が想定されます。それに係る配慮点は次の2点です。

①名前掲載は、1：役員名簿の掲載時。2：受賞など他でも広報される出来事の掲載時。

この2点を基本とします。他の場合は、本人に確認の上掲載します。通常はイニシャルです。

②写真は、サイズを小さくし、人物は所謂集合写真を主にします。写真の紹介等で個人名を記す場合や個人写真の場合は、本人に確認の上掲載します。

○個人情報保護に関する配慮点をふまえて「名前・写真」の掲載を認めてほしいと思います。

紙面総会の議案表決と併せてご回答ください。

※ 弔意連絡は「一斉メール」によることにします。HPでは弔意メール発信の事項だけを記し、氏名等を含む実内容はHPには載せません。

◇ほかのお知らせ

○名称「凌雲」について

33歳厄祓い以降勝手に使用してきました。卒業アルバムのタイトル「凌雲」から採用しています。卒業生への「雲を凌ぐ人になれ」との願いがこめられたものと想像しています。今鈴木は「雲を凌ぐ人になったかはわからないが、雲を凌ぐ難儀はそれぞれにしてきた。」そして「凌雲の上の天空は世界につながっている。見上げる雲の上の空はふるさとに通ず。心もだ。」と思っています。「凌雲」…なかなか意味深。皆様それぞれの思いをもって使ってください。

○令和3年度・4年度の事業予定について

振替口座開設申請時の届け出事項の一つに、令和3年度4年度の事業計画があります。

「ホームページの内容吟味から充実へ」「還暦を祝う会(8月)」「伊勢旅行(11月)」「角館中・角館小の学校名樺細工看板の補修(夏頃)」「角中へは平成18年・角小へは平成20年、本会寄贈」等を考えています。会則が認められると非常にスッキリ気分为本会事業に取り組みます。

なお、事業実施時、コロナ感染状況によっては、ワクチン3回接種等の制限、接種証明書等の活用も想定されます。各自の判断になりますが、積極的なワクチン接種もご検討くだされば幸いです。

○凌雲会功労について…正式「凌雲会」創設にあたって、鈴木の強い思いのひとつ…

角館中学校第18期生同期会はおよそ30年にわたり折々の営みを続けて参りました。そこには多くの皆様の様々なご尽力がありました。互いに感謝し合いましょ。その中で、特筆すべきは「会計をずっと担ってくれた藤村浩美さん」です。凌雲会が今に続いているのは、彼の仕事ぶりが常に誠実・正確・確実、実にマメ、素早い、帳簿管理は専門家並み等々、書きれない程の働きのお陰であります。時間も自費も提供しました。会計処理の不手際から破綻する会があることを耳にしますが、本会は全くもって安心でした。彼の縁の下の力持ちぶりが屋台骨を支え続けています。また、今年の樺細工伝統工芸展で「秋田県伝統的工芸品等産業振興協議会長賞」を受賞しました。実行委員懇親会の折、花束と功労賞カードで感謝とお祝いの気持ちをとどけました。

「ありがとうございました。これからもどうかよろしくお願いします。」

(先日の解散懇親会2次会残金は凌雲会会計に繰り入れることとしました)